

社会福祉法人厚德会評議員役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は法人評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員の報酬及び旅費の支給に関して、必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは報酬を支給する。理事が理事会に出席したとき、又理事及び監事が役員会に出席したとき及び監事が監査のため出頭したとき、評議員選任解任委員が委員会に出席したときは、報酬を支給する。

2 職員については支給しない。

第3条 個々の評議員の報酬総額は、年間10万円以内とする。

2 この法人の全理事及び全監事の報酬総額は、それぞれ年間10万円以内とする。

3 第2条の報酬の支給の額は、別表の定めるところによる。

(役員が法人の用務で出張したときの旅費の支給)

第4条 理事及び監事が法人の用務で出張したときは、厚德会職員の旅費規程を準用して旅費を支給する。この場合において別表第1の準用については管理職の欄を適用する。

附 則

1. この規程は、平成19年3月11日より施行する。
2. この規程の一部改正は、平成20年3月31日から施行する。
3. この規程の一部改正は、平成20年11月20日から施行する。
4. この規程の一部改正は、平成25年3月23日から施行し平成25年1月1日より適用する。
5. この規程の一部改正は、平成25年5月25日から施行する。
6. この規程の一部改正は、平成29年3月24日から施行し平成29年3月1日より適用する。
7. この規程の一部改正は、平成30年7月1日より施行し平成30年6月11日より適用する。
8. この規程の一部改正は、令和元年7月1日より施行する。

別 表

区 分	報 酬
評 議 員	日額 11,137円
理 事	
監 事	
評議員選任・解任委員	